

## 松本市上下水道局 入札制度改正のお知らせ

松本市上下水道局が発注する1,000万円以上の建設工事（解体工事を除く。）のうち、一般競争入札又は事後審査型一般競争入札に付す入札案件について、最低制限価格の設定基準を現行の固定制から変動制に改正します。

### 【改正内容】

平成30年6月1日以降に公告する入札案件から適用します。

現行方式・・・【固定制】	
《適用要綱：松本市上下水道局最低制限価格制度実施要綱》	
改正後の方式・・・【変動制】	
設定基準は、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度に準じています。	
《適用要綱：松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱》	
区 分	内 容
設定基準	<ol style="list-style-type: none"><li>1 予定価格（税抜）を超える応札者及び予定価格（税抜）の85%相当額未満の応札者を算定対象から除外</li><li>2 上記1で除外した残りの応札者の平均値±（標準偏差×1.5）の範囲外にある応札者を算定対象から更に除外</li><li>3 設定価格（※下記の上限值・下限値の範囲内で設定）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 上記1及び2で除外した残りの応札者が5者以上いる場合 予定価格（税抜）の87.5%相当額未満の応札者を除いた応札者の平均価格（千円の位を四捨五入）を変動型基準価格とする。※ただし、87.5%相当額未満の応札者を除いた応札者が5者未満の場合は予定価格（税抜）の87.5%相当額（千円の位を四捨五入）を変動型基準価格とする。</li><li>(2) 上記1及び2で除外した残りの応札者が5者未満の場合 予定価格（税抜）の87.5%相当額（千円の位を四捨五入）を変動型基準価格とする。</li></ol></li></ol>
上限値	予定価格の87.5～92.5%
・ 下限値	ただし、総務課長等が必要と認めるものについては、予定価格の70.0～90.0%の範囲内とすることができる。

解体工事及び予定価格が1,000万円未満で指名競争入札の対象とする建設工事については、引き続き、現行の固定制を適用します。